仲間たち 間 認め لح う

"仕事覚えたい"

に実現しましょう。

| たい」の声。一緒

ことを求めています。

普通科採用者には、数 寧に育成するよう求めて

||年の「仕事を覚え

全国税は、最近配属さ

何よりも自分の気持ちが晴れ渡った。」 近畿の行(二)職員から寄せられた言葉です。 東京都千代田区霞が関 「全国税に加入して良かった。管理職の対応が変わった。しかし、 人ひとりの人間として認め合う全国税の仲間になって、 財務ビル内(〒100-0013) 全国税労働組合 発行人 山本 浩二 電 話 (03) 3581-3678 FAX (03) 3507-0886 振替口座00140-2-68514

"税務の職場" 何でも110番

発行所

います(電話とFAXは 「税務の職場、何でも 〇番」を常時設置して

◇全国税ホームページ◇

上記の番号までどうぞ)

zenkokuzei@aol.com

た問題を解決するため 全国税は、職場で起こっ

http//www.kokko-net.org/zenkokuze

職員の働く場所が奪われ **上** 量室など、行(1)

国税は大切にしています。

非常勤職員の皆さんへ

(二) 職員の要求を、全

雇い止めの恐怖が1

不当に低く抑えられて

を持って頑張っている繁 金のなかでも、プライド

空を見ませんか。

あなたの加入を、呼びかけます。

一緒に青

奪っている例も少なくあ つけてはトップダウンで る場所を、様々な理由を 内の一角など、実際に行 ています。さらに、倉庫 (二) 職員が勤務してい

いる俸給表の改善、非常

勤職員の部下数カウント、

付加業務の適正な評価、

られており、改善を求め

経っても低い号俸に抑え

大たため、いつまで

普=コースの皆さんへ

ています。

超勤手当の支給等々、行

(二) 職員の皆さんへ 庫や交換室、用務

部門で丁寧に育てていく 回の同行指導で「独り立 ち」させず、ここでも丁 います。 に当局へ求めていきませ か、ということを、一緒 ように仕事を覚えていく 皆さんも、自分がどの

歴史動かす女性の働き方

きちんと仕事を教えても と心配しています。そし らえてないのではないか ために、ひと昔前より、 て、研修体制の改善も求 教える先輩たちも忙しい れた青年たちに対して、 の歴史です。 の労働者全体の権利向上 ろ善の歴史が、日本 政府は、「女性の活躍 性の労働条件の改 いるからです。 キと働き続けられる環境

めています。 査・徴収部門へ配置転換 され、翌年には全員が調 に国専採用者全員が配属 例えば、管理運営部門 りで、働く人たちの声が 景には使用者の考えばか ありません。なぜか。背 べていますが、実行力が といって、美辞麗句を並

からです。女性がイキイ 不在のまま検討している 引してきました。 や長距離配転がなければ ならないような、 今日的には、単身赴任 躍できる職場と社会を作 りませんか

理運営部門をはじめ、各 されることを見直し、管

> 整備は二の次、放置して 労働運動が、男性も含め 低賃金や長時間・深夜労 た労働条件の改善をけん 働などを正してきた女性 就労自体での男女差別、 件を払しょくして、雇用 男女共同参画や、男女問 ような「男性並み」の条 と登用の拡大を推進する わりありません。

との重要性は、今でも変 す。男女平等を進めるこ バランスの推進が課題で わないワーク・ライフ・ 一緒に、真に女性が活

> ません。一緒に立ち上が 組合がなければ是正され 企業」そのものです。 この動きは、「ブラック 摘でやめさせましたが、 働時間を短くする動きが 負担を減らすために、労 のある職場では、使用者 担が始まりました。東京 ありました。全国税の指 こういうことは、労働 社会保険料の使用者負 で勤務してきたに す。 面で差別が色濃くありま 研修や人事など、様々な せることが、 省庁間配転の皆さんへ 遇引き上げに ています。これを是正さ も関わらず、皆さんには、 「純血主義」

> > 是正に加え、制度として

税当局の「純血主義」の

省庁間配転者同様の国

特例を設けることを一緒

は、長年、

に要求しませんか。

を繰り返し

具結します。 皆さんの処 431

今年の特徴点だ▼各国の チブについて、国際機関 安定要素との指摘や、貧 最賃引き上げや社会保障・ が議論を投げかけたのは、 困を終わらせるイニシア が当たって際的な焦点 界経済の不 久しい。世 「格差と貧



安保法制…と、支配を強 制や労働法制、TPP、

めている。労働者の「人

的資源管理」のため、労

孤立させて集団的労使関 働者を個人として扱い、

係を否定する▼「一人ひ

う」こととは似ても似つ

とりの人間として認め合

求められている。 厳が尊重される職場こそ、 かぬもの。真に個人の尊

その速度を遥かに上回っ 際競争力」を口実に、税 という▼日本企業は「国 格差は一層拡大している 的貧困から脱する人たち 貧困対策の充実で、絶対 て、富が蓄積、集中し、 は着実に増加。しかし、

勝利長で能力



東京高裁前行動に参加する全国税の原告団

違憲の戦争法

国会議 国会前をはじめ、札幌、 全国各地106か所で集 議事堂前行動をはじめ、 が経った9月19日、国会 行動に参加しました。 青森、宮城、大阪などで 全国税の組合員やOBも 会とデモが行われました。 国会前では、時折強い 国民には説明されていな い。説明責任を」と発言。 述べていたが、いまだに 国民に説明を続ける』と

ど、コールしました。 表や野党4党の代表がス ピーチし、参加者は「戦 ずする国、絶対反対」な まきを続けていく」と、 チしました。 母親の思いを込めてスピー

元シールズの大学院生 「安保法制の強行採 野党代表ら 共闘発展を展望

の代表は、「1年前、1 きた。『誰の子供も殺さ こに来た。 今年も連れて せない』ため、平和の種 歳半の息子を連れて、こ 反対するママの会の東京」 また、「安保関連法に をつくる」「憲法の改悪 く」「野党と市民の共闘 状態の南スーダンに送ら に反対」「自衛隊を戦争 を発展させて新しい政治 ない」と戦争法廃止を呼 11 月 13 日 6月20日 控訴審・第3回口頭弁論(証人申請を却 〈2016年〉

雨が降る中で、2万3千

名が結集。 市民団体の代

6月2日 6月3日 給与臨時特例法案の国会提出(廃案) 政府は国公労連との交渉打切り

〈2012年〉

5月25日 東京地裁に提訴(原告241名・全国税 2 月 29 日 の原告4名) 2月22日 給与改定・臨時特例法案提出 給与改定·臨時特例法成立 (議員立法)

7 月 25 日 8月2日 第1回口頭弁論(原告及び代理人の意見 追加提訴(原告129名)

(2013年)

3 月 11 日

東日本大震災

5月13日 政府が賃下げの「提案

施を閣議決定

〈2011年〉

11月1日 政府は、2010年人事院勧告の完全実

2010年

財政学の学者の意見書提出。片山元総務大臣の証人 9月19日 第6回口頭弁論(憲法、行政法、労働法、

片山元総務大臣も含めて証人を選任するよう要請) 10月31日 第7回口頭弁論(裁判長より国に対し

Щ 2 月 20 日 5月8日 省人事・恩給局長、国公労連・岡部副委員長(当時)) 1月20日 第9回口頭弁論(証人尋問。平山元総務 〈2014年〉 第11回口頭弁論(全原告の意見陳述書提 第10回口頭弁論(原告10名の証人尋問)

法)の強行成立から1年

民の理解を得られるよう 決後、安倍首相は、『国

前代表、共産党・志位委

政党は、民進党・岡田

員長、 社民党・ 福島副党

生活の党・水戸口参

議院議員が参加。

一戦争法は廃止してい

10 月 30 日

第一審の不当判決 第12回口頭弁論

東京高裁に控訴(359名)

7 月 17 日

安全保障関連法(戦争

臣をはじめ、証人申請) 7月8日 控訴審・第1回口頭弁論(片山元総務大 〈2015年〉

援をもらうが、

を決裁して『逆方

くる。窓口対応に

人になる日も出て

は調査部門から応

処理し、

抑止してきたこともたた 勝訴を勝ち取ることを決 ④事実認識を誤っている すことであること、を確 ることは不利益変更を許 かいの成果であること、 審の不当判決を容認す る要請書名」のとりくみ

法廷外で重要 公正な判決を

が権利の向上につながる ②全ての労働者の賃上げ

こと、③不当な賃下げを

資産は今年も

二兎追い

12月5日に予定されてい

るためにも重要な意義が

あると強調。また、支援

に対する賃下げが、いか

全力を挙げている公務員 見陳述では、震災復興に 見陳述に立ちました。意 弁論では、原告2名が意

く要請しました。

に不当であったかを主張

弁護団からは、「人事

げは国会の立法裁量権を **院勧告に基づかない賃下**

守るたたかいであること、

の意義が労働者の権利を

会が開かれ、①この裁判

裁判終了後には報告集

守るたたかい 労働者の権利 働者の賃金改善だけでは

なく、働く権利を確立す

口頭弁論に先立ち、12

結審しました。 判決は、 天論が9月12日に開かれ、

「公務員賃下げ違憲訴

主催者あいさつでは、

意を固め合いました。

乱用したものである」と

14時からの第4回口頭

勇気をもって違憲立法審

査権を行使しするよう強

前行動が行われました。 時15分から、高等裁判所

を受け、裁判勝利への決 や原告団からの決意表明 団体からの激励あいさつ

れます。判決の意義・到 達点を再確認するととも 廷外のとりくみが続けら に、「公正な裁判を求め したが、判決日までは法 内のたたかいは終結しま 控訴審が結審して法廷

当者は、全部、そ 出される。内部担 は1、000件提 税の申告書が月に 100件、年間で 【東海地連】 S署では、相

れない。 担当者の人員は圧 クしている。内部 の申告書を表面上、 縮され、休暇も取 問題がないかチェッ

追う指示が出てい 件数もと、二兎を 相変わらず重加も 触率が下がるなか、 が、税制改正で接 と分類されている 般・短期・机上 調査は、特選・



お盆は

や仕事の都合で1 取得するが、休み ている。夏季休暇 はもちろん交代で 門も人を減らされ 【南大阪支部】 個人課稅総括部 ワンオペ 裁を受け、管理運 部門連絡せんの決 はないため、各課 限が調査担当者に はず。しかし、権 がやれば、すぐ 営部門に回付する。 (数分で)やれる

字通りワンオペに。 話対応などは、文 お盆休みといえ そのため2日間位 向』に戻していく。

ない。むしろ、多 が少ないわけでは ども、問い合わせ い。それも決まっ てややこしい話。 とは

効率化_· ほど遠い

〇印紙税 【関信地 の口座開

間と時間がかかり、 かかり、非効率に くり確実に実施す 正しい処理をゆっ を追うのは無理だ。 今の体制で効率化 羅しているので、 仕事は、全てを網 いう指示が出る。 理をしなさい」と きを踏んで事務処 士で処理すると、 らない。担当者同 効率化にはつなが 体制が煩雑で、手 やり方では、連絡 ○事務提要にある なっている。 決められた手続 管理運営部門の

韓国では既に

絡せんを基に開設 操作担当者は、連 查担当者 連絡せん 調査することは、 うなデータを、机 別にあり、そこで は選別して調査を いて、調査担当は 査する係になって そういう書面を調 韓国では当たり前 上で突き合わせて マイナンバーのよ になっている。 【近畿地連】 法人課税担当は、